

別表第2

設置をするのに適当でない区域

法令等の名称	区域の名称等	理由
自然環境保全法 鹿児島県自然環境保全条例	・原生自然環境保全地域 ・自然環境保全地域の特別地区 ・県自然環境保全地域の特別地区 ・県自然環境保全地域の野生動植物保護地区	県内の貴重な植物、動物等が生息・生育する良好な自然状態を保持している地域であり、風致景観に大きな影響を及ぼす行為を規制している。
自然公園法 県立自然公園条例	・国立公園の特別地域及び海域公園地区 ・県立自然公園の特別地域等	優れた自然の風景地を維持する必要性が高く、自然環境や景観へ与える影響が大きい。
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区特別保護地区	鳥獣又は鳥獣の生息地にとって特に重要な区域として、工作物の設置や木竹の伐採等、一定の開発行為が制限されている。
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	環境大臣が指定する生息地等保護区	国内希少野生動植物種の生息地等、特に重要な区域として、工作物の設置等、一定の開発行為が制限されている。
鹿児島県希少野生動植物の保護に関する条例	生息地等保護区	指定希少野生動植物種の生息地等、特に重要な区域として、工作物の設置等、一定の開発行為が制限されている。
農業振興地域の整備に関する法律	農用地区域	農用地等として利用すべき土地の区域として指定され、開発行為が制限されている。
農地法	・農用地区域内農地 ・甲種農地 ・第1種農地	優良農地を確保するため、農地区分や施設の内容等により転用が厳しく制限されている。
森林法	保安林	水源の涵養、土砂流出の防備、土砂崩壊の防備、その他災害の防備や生活環境保全・形成等の目的を達成するために指定された区域であり、立木伐採や土地の形質変更等が厳しく規制されている。
河川法	・河川区域 ・河川保全区域 ・河川予定地	河川における流水の正常な機能を維持させるとともに、洪水、津波、高潮等による災害の発生を防止させるために指定されている区域で、設置するのに十分な検討や調整が必要
海岸法	・海岸保全区域 ・一般公共海岸区域	堤防の損傷等による治水上の支障を防止するため、工作物の設置等が制限されている。
砂防法	砂防指定地	治水上の砂防設備を要する土地又は一定の行為を禁止若しくは制限すべき区域として指定されており、他のエリアに比べて災害発生により地域住民の財産・生命等を脅かすリスクが高い。

法令等の名称	区域の名称等	理由
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域	崩壊のおそれのある急傾斜地(30度以上)で、崩壊により相当数の居住者等に危害が生ずるおそれのあるもの及びその隣接地のうち、当該急傾斜地の崩壊が助長され、又は誘発されるおそれがないよう、一定行為を制限している区域であり、他のエリアに比べて災害発生により地域住民の財産・生命等を脅かすリスクが高い。
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	土砂災害警戒区域	急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあり、土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域であり、他のエリアに比べて災害発生により地域住民の財産・生命等を脅かすリスクが高い。
地すべり等防止法	地すべり防止区域	地下水等により発生する地すべりによる崩壊被害を防止するため、一定行為を制限するとともに必要な施設等を整備するための区域であり、他のエリアに比べて災害発生により地域住民の財産・生命等を脅かすリスクが高い。
都市計画法	風致地区(令和5年3月1日時点で始良市は該当地区無)	都市における風致を維持するために定める区域であり、自然的な要素に富んだ土地の良好な景観を守るため、建築物等の建築、木竹の伐採等が規制されている。
文化財保護法	<ul style="list-style-type: none"> ・重要文化財 ・国指定史跡 ・名勝 ・天然記念物等 	復元が不可能な国民の共有財産であり、適切な保護管理措置がとられている。
鹿児島県文化財保護条例	<ul style="list-style-type: none"> ・県指定有形文化財 ・県指定有形民俗文化財 ・県指定史跡名勝天然記念物 	復元が不可能な県民の共有財産であり、適切な保護管理措置がとられている。
始良市文化財保護条例	<ul style="list-style-type: none"> ・市指定有形文化財 ・市指定無形文化財 ・市指定有形民俗文化財 ・市指定史跡名勝天然記念物 	復元が不可能な市民の共有財産であり、適切な保護管理措置がとられている。